（未提供担保に係る資金流出額）

第四十二条　［略］

2　前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、最終指定親会社等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十三条　［略］

2　前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、最終指定親会社等の同意を得ることなく、最終指定親会社等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

［表略］

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十五条　［略］

2　最終指定親会社等は、前項のファシリティ未使用枠の額から次に掲げる流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

一　最終指定親会社等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該担保の時価と当該取引相手方がファシリティに基づき

（未提供担保に係る資金流出額）

第四十二条　［同上］

2　前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、最終指定親会社等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れていない部分に相当する額の合計額をいう。

（受入担保の差替えに伴う資金流出額）

第四十三条　［同上］

2　前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、最終指定親会社等の同意を得ることなく、最終指定親会社等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

［同上］

（与信・流動性ファシリティに係る資金流出額）

第四十五条　［同上］

2　［同上］

一　最終指定親会社等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から受け入れ、かつ、基準日時点において実際に保有している流動資産（当該取引相手方の発行する債券その他これに準ずるものの信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）

二　［略］

第四十七条　［略］

2　前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等との間の契約に基づき当該中央銀行等又は当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十二条　［略］

2　［略］

3　前項の規定にかかわらず、最終指定親会社等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。

一　［略］

二‖　コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと最終指定親会社等が推定可能な部分の額を除く。）

三‖　［略］

時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）

二　［同上］

第四十七条　［同上］

2　［同上］

一　最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　最終指定親会社等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十二条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二‖　［同上］

備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。